

# かわらばん

一般社団法人 岩手県産業廃棄物協会  
TEL019-625-2201 FAX019-624-1920  
URL : <http://www.iwatesanpai.or.jp>



## 一般社団法人移行認可

当協会は、平成2年11月に設立し、これまで優良産業廃棄物業者育成、適正処理やマニフェストの普及、情報提供や各種研修等による資質向上・組織強化に向けた会員への支援を行ってきました。

公益法人改革の新制度に従って手続きを進めてきましたが、この度県知事認可になり、4月1日付けで「一般社団法人岩手県産業廃棄物協会」になりました。

事業活動はこれまでと大きく変わるところはありませんが、行政庁の立入検査がなくなるなど縛りが緩くなり、自主的な運営を行うことができるようになりますが、その分だけ自律的で透明な運営が求められます。

## ☆☆☆ 格付け・保証金申請の受付開始しました!

平成25年度の格付け認定と保証金預託の申請の受付を開始しています。

締切は5月7日(火)(当日消印有効)です。

申請予定の方はお早目に提出をお願いします。

保証金預託承諾 6月中旬予定

格付け認定 6月下旬予定



## 許可講習会等の日程

今年度の許可講習会等の日程が決まりました。

岩手県会場開催日程は次のとおりです。

- ・特管管理責任者-----7月23日 アイーナ
- ・処分更新-----7月24~25日 アイーナ
- ・産廃収集運搬新規----2月19~20日 アイーナ
- ・産廃収集運搬更新----2月21日 アイーナ



## 環境法改正の動き

環境省では、環境関係法の改正を進める考えです。

- ・大気汚染防止法(改正)  
石綿の飛散防止対策として特定粉じん排出等作業の実施の届出を施工者から発注者に変更するとともに、発注者が事前調査の主体としての義務を負う。
- ・フロン回収・破壊法(改正)  
フロン類の充填を行う者に対する登録制度  
フロン類の再生を業として行う者に対する許可制度
- ・放射性物質環境汚染防止法(仮)  
大気汚染防止法、環境影響評価法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法に設けられていた放射性物質の除外規定を削除
- ・地球温暖化対策推進法(改正)  
現行の地球温暖化対策が終了することに伴い2013年度以降の新計画を策定するための枠組み



## ジオキサン特管指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則の一部が改正されました。

この政省令は、一定濃度を超えて1,4-ジオキサンを含むばいじん、廃油、汚泥、廃酸又は廃アルカリを新たに特別管理産業廃棄物に指定し規制するものです。

1,4-ジオキサンは、主として有機合成反応溶剤として使用されていて、環境中では分解しにくく、除去が難しい化学物質です。

動物に対する急性毒性が認められており、ヒトに対する発癌性も疑われています。

また、1,1-ジクロロエチレンについて特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基

準も併せて改正になりました。

施行は平成 25 年 6 月 1 日からです。



## 解体工事のアスベスト

東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえた通知が厚生労働省からありました。目視で確認できない部分の調査、特に煙突内の石綿含有建材の見落としが散見されるようです。石綿の取り残しがなくの確認や休憩時も含め隔離空間からの退室時の洗身を徹底することなどに留意する必要があるとのことです。



## 温暖化防止県民会議

2 月に開催された温暖化防止いわて県民会議総会で平成 25 年度の取組内容が決まっています。

視察研修、事例発表、夏場の省エネ、再生可能エネルギー導入意向調査、エコドライブ講習会などの取組が行われる予定です。夏季の省エネなどは各事業所で取り組める内容ですので改めてお知らせします。

2009 年の日本の二酸化炭素排出量は大幅に減ったようです。みんなで取組みに参加しましょう。



## PM2.5 が問題に

PM2.5 (微小粒子状物質)とは、粒径 2.5  $\mu\text{m}$  (人の髪の毛の約 30 分の 1)以下の粒子状物質で、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが心配されています。

日本では、平成 21 年 9 月に PM2.5 の環境基準値が設定されました。(長期基準：1 年平均値 15  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、短期基準：日平均の 98% 値 35  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

さらに、今年の 2 月末に環境省の専門家会合で、70  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えるような場合は都道府県が外出などを控えるよう注意喚起するという指針が決定されました。

PM2.5 は 風によって土などが巻き上げられてきたものや、ボイラーや自動車などで燃料を燃やしたことによってできたもの、空気中の化学物質の反応が原因でできるものなどがあるといわれています。

廃棄物処理や塗装作業も無縁ではないようです。

また、最近では黄砂と同じように中国の大気汚染物質が偏西風によって日本まで運ばれてくるとして問題になっています。

平成 22 年度末の全国の環境基準達成率は、有効測定局 46 局(一般局：34 局、自動車排ガス局：12 局)のうち、一般局で 32% (11 局)、自動車排ガス局で 8% (1 局)になっています。

また、環境基準非達成局のうち、黄砂の影響により非達成となったのは一般局 5 局とのことでした。

要するにそもそも国内での環境基準達成率が低いことが問題で、健康影響のメカニズムさえまだ完全に解明されていないということもよく認識し注目していかなければなりません。



## 平成 25 年度計画

一般社団法人に移行するため、いつもよりも一足早く 3 月 19 日の理事会で事業計画が決まりました。

平成 25 年度の新たな取組みとして、

C P D S など専門学習の登録制度に乗った研修会等の開催、

産業廃棄物排出事業者を対象とした専門的で高度なマネジメント研修会の開催、

新協会としての中長期ビジョン策定のための調査・検討などが登場します。

また、「地球温暖化対策」と「優良事業者育成」の 2 つが公益目的で継続して行う事業になります。



## 事務局便り

### 【会員の方へ】

産廃業許可(岩手県、盛岡市)更新の期日が近い会員の方へ、通知文書を同封させていただきました。必ず、許可証の期限を確認し該当する講習会の受講をお願いいたします。

不明な点等ございましたら、事務局までご遠慮なくご相談ください。

### 編集後記

いよいよ春ですが、まだ寒いので体調管理には十分ご留意ください。皆様にタイムリーな情報を提供できるように頑張ります。